

令和8年4月1日
独立行政法人都市再生機構

総合評価方式（土木・造園部門）に係るガイドラインの改定について

「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（土木・造園部門）」（以下、「ガイドライン」という。）につきまして、昨今の調達環境や次世代育成支援対策推進法の改正に伴うくるみ認定基準等の改正を鑑み、下記の改定を実施しましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当機構ホームページに掲載しております同ガイドラインをご参照ください。

記

（１）総合評価方式（企業能力評価版）の導入

不調不落の防止、事務負担軽減等を目的として、技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力及び技術提案等のみで評価する方式を試行導入。

（２）くるみ認定基準等の改正に伴う評価項目及び配点の見直し

次世代育成支援対策推進法の改正に伴うくるみ認定基準等の改正に対応することを目的として、評価項目及び配点の見直しを実施。

以上